

令和3年度

茨木市監査結果報告書

令和3年8月

茨木市監査委員

監 報 第 4 号

令和3年8月17日

茨木市議会議長

河 本 光 宏 様

茨木市監査委員 美 田 憲 明

同 伊 藤 真 紀

同 岩 本 守

同 稲 葉 通 宣

令和3年度行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和3年度行政監査を実施し、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

第1 監査の対象及び監査期間

	監査の対象	監査期間
第1回	〔対象施設〕 小規模保育施設のぞみ 北幼稚園、天王幼稚園、庄栄幼稚園 〔関係課〕 こども育成部 保育幼稚園総務課	令和3年4月12日 ～4月27日
第2回	〔対象施設〕 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 茨木小学校、豊川小学校、太田小学校、 山手台小学校、西小学校 養精中学校、北中学校 〔関係課〕 市民文化部 人権・男女共生課 教育総務部 教育政策課、学務課、施設課 学校教育部 学校教育推進課	令和3年5月7日 ～5月28日

第2 監査の着眼点

監査は、施設の管理等の事務事業に係る適法性、経済性、効率性かつ有効性の適否に着眼点を置き、実施しました。

第3 監査の実施内容

監査は、監査項目ごとに以下の点に留意して実施しました。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態が監査期間中に宣言されたため、実地監査を中止し、提出された書類のみを監査しました。

・施設の管理、運営

1. 法令で定められている点検、検査等は適正に行われているか。また、不良箇所について、修理、交換等が行われているか。
2. 防災対策は適切に行われているか。

第4 監査の結果

法令等に違反しているものと認められるもの、その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるものについては、指摘事項としました。

指摘事項に該当するが、その程度が軽微なものについては、注意事項としました。

経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認められるもの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについては、委員意見を付しました。

事務の執行状況及び施設の管理状況について、監査した限りにおいて、指摘事項、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていました。

指摘事項、注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものです。

なお、本報告書には指摘事項及び委員意見のみを記載しています。

指摘事項等は、すべて監査実施時点のものです。

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 委員意見

<第1回>

【こども育成部 保育幼稚園総務課】

① 施設の管理、運営

施設に設置された遊具について、資格者による点検を実施した結果、生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらしうる危険性があり、修繕又は対策が必要であるため、使用不可と判定されたにもかかわらず、大多数の遊具で、特段の修繕又は対策もなく使用を継続していた。

使用にあたっては、保育士又は教諭の見守りを行い安全に配慮しているとのことであるが、全員の安全を完全に担保するものではない。また、このような状況は、市民目線において、所管課と現場で危機感や問題点の共有ができていないため安全への配慮に欠けたものとなっているとも見ることができる。

園児の身の安全は、保育所・幼稚園運営の根幹であることから、対応を見直されたい。

<第2回>

【沢良宜いのち・愛・ゆめセンター】

① 施設の管理、運営

本館の防火扉について、建築基準法に基づく定期点検において、順位調整器の未設置が見受けられ、火災時の安全性に大きな問題が生じている状態で

ある。

令和3年度以降順次修繕予定とのことであるが、迅速な対応を図られたい。

【教育総務部 施設課】

① 施設の管理、運営

ア 防火扉について、消防設備点検や建築基準法に基づく定期点検において、閉鎖不良や不作動であるとの報告が多数見受けられた。火災時の安全性に大きな問題が生じている状態である。

監査対象施設にあっては、概ね令和3年度に改修予定とのことであるが、その他の市内小中学校においても同様の問題が発生していると考えられることから、更に迅速な対応を図られたい。

イ 茨木小学校の耐火クロススクリーンについて、消防設備点検や建築基準法に基づく定期点検において、自動閉鎖装置が結線されていないため閉鎖しないとの報告があり、火災時の安全性に大きな問題が生じている状態である。

令和3年度に改修予定とのことであるが、迅速な対応を図られたい。

ウ 養精中学校の防火シャッターについて、消防設備点検や建築基準法に基づく定期点検において、下部手動シャッター作動不可や危害防止装置の未設置が見受けられ、安全性に大きな問題が生じている状態である。

令和3年度以降順次修繕予定とのことであるが、迅速な対応を図られたい。